

船舶事故等調査報告書

平成27年11月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015横第104号
事故等種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成27年7月25日 11時01分ごろ
発生場所	京浜港東京第3区大井水産物ふ頭 東京西防波堤灯台から真方位315°1,330m付近 （概位 北緯35°35.67′ 東経139°46.42′）
事故等調査の経過	平成27年7月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	冷凍運搬船 ^{イブキ} IBUKI（パナマ共和国籍）、6,558トン
船舶番号、船舶所有者等	9666481（IMO番号）、STAR NAVIGATION S.A.
乗組員等に関する情報	船長、締約国資格受有者承認証 船長（パナマ共和国発給）
死傷者等	なし
損傷	本船 船首外板に破口 岸壁 車輪止めの圧壊等
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか20人が乗り組み、京浜港東京第3区の大井水産物ふ頭において着岸作業を行っていた。</p> <p>本船は、平成27年7月25日10時49分ごろ機関回転数を下げて減速し、右舷着けするため、岸壁から約200mのところ左舵を取り、バウスラストを使用して左回頭を始めた。</p> <p>船長は、岸壁から約60～70mの距離となった頃、思っていたよりも回頭の勢いが無いことを認め、10時59分ごろ、岸壁から約35mとなったところで機関を微速力後進にかけよう指示した。</p> <p>本船は、船長が、予想したほど行きあしが止まらず、岸壁に接近したので、機関を半速力後進に、続いて全速力後進にかけよう指示して左舷錨を投じ、前進行きあしを制御しようとしたものの、11時01分ごろ、その船首が岸壁に衝突した。</p> <p>本船は、その後揚錨しながら岸壁から離れて着岸作業をやり直し、11時30分ごろ着岸した。</p>
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 4 海象：うねり 波高約0.3m、潮汐 上げ潮の末期
その他の事項	<p>船長は、大井水産物ふ頭で着岸操船を行った経験が豊富であり、ふだん、風潮流の影響が強いときにはタグボートを使用するようしていたが、本事故当時はタグボートの必要性を感じていなかった。</p> <p>船長は、本事故後、左回頭しながら岸壁までの距離が近くなってきた際、機関の後進操作をもう少し早く指示するべきであったと思っ</p>

	た。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、京浜港の大井水産物ふ頭において左回頭しながら着岸操船中、船長が、機関の後進操作を指示する時機が適切でなかったことから、全速力後進を指示して左舷錨を投じたものの、その船首が岸壁に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、京浜港の大井水産物ふ頭において左回頭しながら着岸操船中、船長が、機関の後進操作を指示する時機が適切でなかったため、岸壁に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・着岸のときは、慎重な操船を行うこと。